

京都市告示第711号

京都市久世西老人デイサービスセンターの次期指定管理者である社会福祉法人清和園から、京都市老人デイサービスセンター条例第4条第4項の規定に基づき、京都市久世西老人デイサービスセンターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年3月20日

京都市長 門川大作

京都市久世西老人デイサービスセンターのデイサービス事業について、令和5年4月1日（土）から令和5年4月16日（日）までを臨時休所とします。

（理由）

指定管理者の変更によるデイサービスフロア等の施設改修に伴い、利用者等の安全を確保するため。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）